

『乙種4類 危険物取扱者試験 令和6年版』に関する
お詫びと訂正のご案内

『乙種4類 危険物取扱者試験 令和6年版』の記載内容に誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正いたしますので、お手持ちの本書の該当箇所に加筆訂正をお願いします。
ご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。
よろしくお願い申し上げます。

初 版

P28 ▶解説 更新： [2024.01.26]	誤	〔問6〕 正解…5（E） 「製造所等の位置、構造又は設備を〈A 変更する場合〉において、当該製造所等のうち当該変更の〈B 工事に係る部分以外の部分の全部又は一部〉について〈C 市町村長等の承認〉を受けたときは、〈E 完成検査を受ける前〉においても、仮に使用することができる。変更の許可と仮使用は〈E 同時に申請することができる。〉」													
	正	〔問6〕 正解…5（E） 「製造所等の位置、構造又は設備を〈A 変更する場合〉において、当該製造所等のうち当該変更の〈B 工事に係る部分以外の部分の全部又は一部〉について〈C 市町村長等の承認〉を受けたときは、〈D 完成検査を受ける前〉においても、仮に使用することができる。変更の許可と仮使用は〈E 同時に申請することができる。〉」													
P153 ■所要単位と能力単位 更新： [2024.01.17]	誤	◎能力単位とは、所要単位に対応する消火設備の消火能力の基準の単位をいう。 <table><tr><th colspan="2">製造所等の構造及び危険物</th><th>1 所要単位当たりの数値</th></tr><tr><td rowspan="2">製造所 取扱所</td><td>耐火構造</td><td>延べ面積 100m²</td></tr><tr><td></td><td>延べ面積 50m²</td></tr><tr><td rowspan="2">貯蔵所</td><td>耐火構造</td><td>延べ面積 150m²</td></tr><tr><td>不燃材料</td><td>延べ面積 75m²</td></tr></table> ～（略）～	製造所等の構造及び危険物		1 所要単位当たりの数値	製造所 取扱所	耐火構造	延べ面積 100m ²		延べ面積 50m ²	貯蔵所	耐火構造	延べ面積 150m ²	不燃材料	延べ面積 75m ²
	製造所等の構造及び危険物		1 所要単位当たりの数値												
製造所 取扱所	耐火構造	延べ面積 100m ²													
		延べ面積 50m ²													
貯蔵所	耐火構造	延べ面積 150m ²													
	不燃材料	延べ面積 75m ²													
正	◎能力単位とは、所要単位に対応する消火設備の消火能力の基準の単位をいう。 <table><tr><th colspan="2">製造所等の構造及び危険物</th><th>1 所要単位当たりの数値</th></tr><tr><td rowspan="2">製造所 取扱所</td><td>耐火構造</td><td>延べ面積 100m²</td></tr><tr><td>不燃材料</td><td>延べ面積 50m²</td></tr><tr><td rowspan="2">貯蔵所</td><td>耐火構造</td><td>延べ面積 150m²</td></tr><tr><td>不燃材料</td><td>延べ面積 75m²</td></tr></table> ～（略）～	製造所等の構造及び危険物		1 所要単位当たりの数値	製造所 取扱所	耐火構造	延べ面積 100m ²	不燃材料	延べ面積 50m ²	貯蔵所	耐火構造	延べ面積 150m ²	不燃材料	延べ面積 75m ²	
製造所等の構造及び危険物		1 所要単位当たりの数値													
製造所 取扱所	耐火構造	延べ面積 100m ²													
	不燃材料	延べ面積 50m ²													
貯蔵所	耐火構造	延べ面積 150m ²													
	不燃材料	延べ面積 75m ²													

P66 ■定期点検の 対象施設 更新： [2024.06.14]	赤字 部分 を 追 加	※以下は定期点検の対象から除く。 ①火薬類取締法の規定による危害予防規程を定めている製造所等 ②鉱山保安法の規定による保安規程を定めている製造所等 ③指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40℃以上の第四類の危険物のみを 容器に詰め替える一般取扱所（地下タンクを有するものを除く）
P68 更新： [2024.03.04]	誤	【問 1】法令上、次の A～E の製造所等のうち、定期点検を義務づけられていないもののみをすべて掲げているものはどれか。ただし、鉱山保安法による保安規程または火薬類取締法による危害予防規程を定めている製造所等を除く。 ～（略）～
	正	【問 1】法令上、次の A～E の製造所等のうち、定期点検を義務づけられているもののみをすべて掲げているものはどれか。ただし、鉱山保安法による保安規程または火薬類取締法による危害予防規程を定めている製造所等を除く。 ～（略）～
P70 ▶解説 更新： [2024.03.04]	誤	〔問 1〕正解…2（A と C） A. 指定数量の倍数が 150 以上の屋内貯蔵所が対象となる。⇒ 不要 B. 指定数量の倍数が 10 以上、または地下タンクを有する一般取扱所が対象となる。 ～（略）～
	正	〔問 1〕正解…5（D と E） A. 指定数量の倍数が 150 以上の屋内貯蔵所が対象となる。⇒ 不要 B. 指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40℃以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所。⇒不要 ～（略）～
P125 更新： [2024.06.14]	誤	第一種 ①店舗部分の壁は準耐火構造とし、また、店舗部分とその他の部分（配合室等）との隔壁は耐火構造とすること。
	正	第一種 ①店舗部分や配合室の壁は準耐火構造とし、また、店舗部分（配合室含む）とその他の部分（配合室等）との隔壁は耐火構造とすること。
P167 ■使用停止 命令 更新： [2024.06.24]	赤字 部分 を 削 除	解任命令違反 危険物保安統括管理者または危険物保安監督者の解任命令に違反したとき。 業務を行わせることが、公共の安全の維持もしくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
P178 更新： [2024.06.24]	赤字 部分 を 削 除	解任命令違反 危険物保安統括管理者または危険物保安監督者の解任命令に違反、 または業務を行わせることが、公共の安全の維持もしくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認め したとき
P210 ■窒息効果に よる消火 （窒息消火） 更新： [2024.06.14]	誤	◎空気中の酸素濃度は 21%であるが、一般に石油類は濃度が 14～15vol%以下になると燃焼が停止するといわれる。
	正	◎空気中の酸素濃度は 21%であるが、一般に石油類は酸素濃度が 14～15vol%以下になると燃焼が停止するといわれる。
P273 【問 7】 更新： [2024.06.14]	誤	☐ 1. 14.6L 2. 58.2L 3. 72.8L 4. 145.6L 5. 1.456L
	正	☐ 1. 14.6L 2. 58.2L 3. 72.8L 4. 145.6L 5. 1456L